

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成13年2月1日(木)
午前10時00分～午後0時10分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

伊吹委員長

那須、岩男、磯邊、渡邊、荻野各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長、暴力団対策部長、首席監察官

第3 議事の概要

冒頭、委員長から、「本日から第151回国会が開会します。委員の皆様には、国会審議中は何かと御迷惑をお掛けすることとなりますが、よろしく願います。」との発言があった。

1 議題事項

(1) 人事案件について

叙位・叙勲の進達について

警察庁から、「1月5日から11日までの7日間に死亡した現職警察職員6人及び元警察職員38人の計44人の叙位・叙勲について進達することとしたい。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

(2) 警察法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令等について

警察庁から、「警察法の一部を改正する法律のうち、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている公安委員会の監察の指示等に関する部分を本年3月1日から、公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている警察署協議会及び苦情申出に関する部分を本年6月1日から施行することとしたい。また、警察法施行令、警察法施行規則等の警察庁所管の政令、内閣府令及び国家公安委員会規則について、警察法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備することとしたい。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

(3) 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案について

警察庁から、「犯罪被害者支援の一層の充実を図るため、犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案を今国会に提出することとしたい。その概要は、犯罪被害者等給付金として新たに重傷病給付金を支給するとともに、障害給付金の支給対象となる障害の範囲を拡大するための規定等を整備するほか、警察本部長等がこれらの者に対してとるべき援助の措置、当該被害の早期の軽減に資する事業を行う犯罪被害者等援助団体の指定等に関する規定を整備しようとするものである。」旨の説明がなされた。

委員から、「内容は結構なことだと思う。ただ、これでカバーできない重要な部分、例えば、性犯罪被害者もそうだが、昨今の犯罪をみていると精神的ダメージの計り知れないものもあり、次の段階では、是非こういうものに拡大するという方向で努力をしていただきたい。」との発言があり、警察庁から、「障害給付金の支給範囲を第14級まで拡大することにより、ある程度カバーできるものもあるが、もっと研究を要するものもあり、この点については次の課題とさせていただきたい。」旨の説明があった。

委員から、「大変いい改善策である。規定を整備することとした契機は何か。」との質問があり、警察庁から、「加害者に比較し、被害

者に対する光が余りにも当たっていないのではないかという社会的な問いかけがときどき出る。この制度は、犯罪行為により不慮の死を遂げた場合で犯人に資力がないうちに、社会連帯共助の精神として国が見舞金的な一時金を給付することが、法秩序全体の信頼を維持する道であるという観点から、昭和56年から施行されたものである。その後、犯罪被害者に対し、もっと支援すべきとの議論があり、以前、御報告した有識者による会合を発足させ、検討いただいたものである。その後、その提言を踏まえ、財政当局や関係省庁と調整してきたところであるが、今回、予算措置をするとともに、こういう規定を置くこととしたものである。」旨の説明があった。

質疑が行われた後、警察庁の説明内容を原案どおり決定した。

(4) 暴走族対策強化のための関係省庁申合せについて

警察庁から、「最近の暴走族実態や、暴走族に対する国民の強い取締り要望にかんがみ、暴走族対策関係省庁担当者会議において、新たに『暴走族対策の強化について』の申合せを行うこととしたい。その概要は、暴走族追放気運の高揚、暴走行為阻止のための環境整備、暴走族に対する指導取締りの強化、車両の不正改造の防止等の施策を強力に推進することとするものである。」旨の説明がなされ、その説明内容を了承した。

(5) 治安出動の際における治安の維持に関する細部協定の改正について

警察庁から、「昨年12月4日に治安出動の際における治安の維持に関する協定を改正したことに伴い、細部協定についても所要の改正を行うこととしたい。」旨の説明がなされた。

(6) 最近の不祥事案について

警察庁から、「愛媛県警察の警部補ら3人が、昨年11月10日から14日までの間、恐喝事件の被疑者に対して暴行を加えた特別公務員暴行陵虐致傷事件等に関し、2月1日付けで、前愛媛県警察本部長

等5人を長官訓戒等にするるとともに、警察署長等6人に対し減給等の措置をとることとしたい。」旨の説明及び報告がなされ、地方警務官の監督責任について了承した。

(7) 国家公安委員会宛の文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を一部修正した上で、了承した。

2 報告事項

(1) 最近の不祥事案について

警察庁から、「鳥取県警察の事務吏員が、昨年10月10日、24万円を横領した事案について、鳥取県警察は同人を12月1日懲戒免職にし余罪事件について捜査中であったが、2月2日、事件捜査を終了し、近日中に検察庁に送致するとともに、警視等3人を本部長訓戒の措置とする予定である。」旨の報告がなされた。

(2) 新大久保駅における人命救助事案に係る「協力援助法」適用検討状況について

警察庁から、「JR新大久保駅でホームから転落した人を救助しようとした民間人2人が死亡した事案について、警視庁において検討した結果、協力援助法の適用があると判断し、御遺族に通知した。今後は、必要な調査を踏まえて災害給付額を決定することとなる。」旨の報告がなされた。

委員から、「今回だけ特別手厚い対応ということではないと思うが、同種事案が発生した場合にも、全ての方に手厚くしていただきたい。」との発言があり、警察庁から、「協力援助法の適用は全国一律である。ただ、警視庁には見舞金規定というものがあり、ある意味で先進的な

規定であり、他の道府県警察においては、その取扱いを異にする場合がある。」旨の説明があった。

(3) 青少年とタバコ等に関する調査研究の結果について

警察庁から、「昨年10月、総務庁が中学生及び高校生の喫煙と飲酒に関する実態調査を実施した。主な調査結果は、

喫煙については、健康意識が比較的高いのに対して、規範意識は低い。飲酒については、健康意識及び規範意識ともに低い。

入手先は、タバコは自動販売機が最も多く、次いでスーパー、コンビニ等となっている。酒類は、『家にある』が最も多く、次いでスーパー、コンビニ、自動販売機等となっている。」

旨の報告がなされた。

(4) 平成12年中における生活経済事犯の取締り状況について

警察庁から、「検挙事件数、人員が増加する中で、コンピューター・ネットワークを利用した生活経済事犯や排出業者の責任を追及した産業廃棄物事犯の検挙が急増した。」旨の報告がなされた。

(5) 静岡県焼津上空における日本航空機のニアミス事故について

警察庁から、「1月31日午後、静岡県焼津市上空において、日本航空の旅客機同士が異常接近し、回避措置のため急降下した那覇空港行きJAL907便の乗客乗員多数が重軽傷を負う事故が発生した。警視庁と千葉県警察は、本日、合同捜査本部を設置して、鋭意捜査を推進中である。」旨の報告がなされた。

(6) 千葉県小見川町長らによる産業廃棄物処理施設の設置をめぐる贈収賄事件について

警察庁から、「千葉県警察は、産業廃棄物処理施設の設置許可に関して、産業廃棄物処理会社代表取締役から、現金約100万円を収受した小見川町長を収賄罪で、当該代表取締役を贈賄罪で、1月24日、

それぞれ逮捕した。」旨の報告がなされた。

(7) 平成12年中の道路交通法違反取締り状況及び暴走族の取締り結果等について

警察庁から、「交通取締り総件数は、約151万件(11.8%)減少し、約1,124万件であった。暴走族の総数は、前年と比較して減少したが、走行回数は増加した。また、対立抗争事件やグループ内のリンチ事件は、依然として多発するなど凶悪化の傾向が見られた。」旨の報告がなされた。

(8) 暴力団包囲網～平成における暴力団犯罪対策～について

警察庁から、「平成に入ってから暴力団犯罪対策について、暴力団対策法の活用、暴力団組長に対する民事責任追及、共謀共同正犯理論の深化、組織的犯罪処罰法の活用、の4つの法律的観点から取り組んでいる。」旨の報告がなされた。

3 その他

(1) 「平成12年度第3四半期監察の実施状況について」の報告について

前回の国家公安委員会において報告を受けた「平成12年度第3四半期監察の実施状況について」に関し、委員から次の発言があった。

「基本的には、分かりやすく書かれていると思うが、部分的に分かり難いところがある。いわゆる情報公開法に基づく開示対象になるのであれば、一般の方が読んでも分かる書き方にすべきと思う。」

具体的に次の指摘があった。

- ・ 「意識改革をうながした。」という表現があるが、極めて形式的な感じがする。
- ・ 既に警察署協議会的な活動をしている県警察に対し、

「既存の協議会と混同する運用がないよう指導した。」とあるが、2つの組織を運用するよりも新しい協議会にするよう指導する方が望ましいと思う。

- ・ 身上把握の徹底の中で、「職員の家庭訪問」とあるが、今の時代にいささか驚いた。もっと工夫が必要ではないか。
- ・ ある県警察で、「地域警察官全員に対して早期に防刃チョッキを配備できるよう」とあるが、受傷事故に直結するので、早急に対応されたい。

「前回の報告内容をよく読み、かつ、昨日も首席監察官から具体的な説明を受けたが、警察の現状がよく分かり、公安委員として大変参考になった。今後も都道府県警察に対する指導を継続していただきたい。」